



中間市 第5次総合計画

夢がかなうまち なかま

2024～2033





「夢がかなうまち なかま」を目指して

このたび、今後10年間のまちづくりの指針となる「中間市第5次総合計画」を策定しました。本計画は、市民の皆様と進めるまちづくりの方向を示す大切な計画です。

中間市は、昭和33年に市制を施行し「炭鉱のまち」から「快適な住宅都市」へと発展を遂げてきました。しかしながら、我が国の人口が減少傾向をたどる近年、本市においても人口減少や少子高齢化が顕著に進んでいます。全国的な人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小や激甚化・頻発化する自然災害への対応などの課題に加え、デジタル化の進展やSDGs(持続可能な開発目標)の考え方が浸透するなど、変化する社会情勢に即応していかなければなりません。

また、人々の価値観やライフスタイルは多様化してきており、新たな地域課題や市民ニーズに対する柔軟かつきめ細かな対応が求められています。本計画は、行政がこのような課題や変化に対応しつつ、市民の皆様と未来を共有し、協働することにより、持続可能なまちづくりを進めるとともに、充実した生活環境を未来へ引き継いでいくための羅針盤となるものです。

都市間競争が激しさを増す中、まちの個性を確立しなければなりません。中間市が目指す将来像として『夢がかなうまち なかま』を掲げ、世代を超えた多くの人が中間市の魅力を感じ、中間市に「来たい」「住み続けたい」と思っただけのまちづくりを目指して参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、さまざまな機会を通じて市民、地域団体、学識経験者の皆様など、多くの方にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後は、この総合計画が円滑に、また着実に推進できますよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

中間市長 福田 健次



基本構想

01

序論

第1章 計画策定の概要	02
第2章 時代の流れからのまちづくりの課題	09
第3章 本市の状況	12

本論

1 将来像	13
2 将来都市構想	14
3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標	17
4 人口の将来展望	18
5 土地利用構想	20
6 施策の大綱	21

基本計画

22

第1章 基本計画の概要	23
第2章 政策の課題と方向性	24
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	24
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	24
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	25
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	25
政策5 人権を尊重し、 中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	26
政策6 安全・安心なまちづくり	27
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	27
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	28
重点分野の概要	30
SDGsの視点を踏まえた計画の推進	31
SDGsの17のゴール 施策別対応表	32

用語解説	34
------------	----

*印は用語解説（34、35）を参照してください



資料編1 策定資料

策定方針	37
中間市総合計画策定審議会審議経過	38
中間市総合計画条例	39
中間市総合計画条例施行規則	41
諮問書	42
中間市第5次総合計画について(答申)	43
中間市総合計画策定審議会委員名簿	44

資料編2 統計資料

人口推移	45
人口・世帯数の推移	45
人口ピラミッド	46
出生・死亡・転出・転入の推移	46
普通交付税及び臨時財政対策債	47
歳入と歳出の推移	47
財政調整基金残高と財政調整基金取崩し金	48
特別会計(社会保障関連経費)への繰出金の推移	48
分類別公共施設集計表	49
分類別公共施設割合グラフ	50

資料編3 中間市第4次総合計画の検証

都市計画	51	下水道	61	観光	69
土地利用	51	消防	62	幼児教育	69
水利用	52	防災	63	小中学校教育	69
道路・橋りょう	52	交通安全	63	社会教育	70
住宅	53	情報化	64	社会体育	71
保健・予防の充実	53	し尿処理	64	青少年健全育成	71
医療の充実	54	じん芥処理	65	芸術・文化の振興	72
児童福祉	54	環境保全	65	文化財保護	72
母子(父子)・寡婦福祉	56	農業	65	生涯学習	73
障がい者福祉	57	商業	66	人権	73
障害者地域活動支援センター事業	57	消費生活の安定	66	住民基本台帳カードの普及・奨励	74
高齢者福祉	58	工業	67	男女共同参画	74
低所得者福祉	58	失業対策諸事業	67	国際交流	75
介護保険	59	高齢者雇用対策	68	広報・広聴機能の充実	75
国民健康保険	59	障がい者雇用対策	68	行財政計画	76
国民年金	60	中小企業雇用対策	69	広域行政	78
上水道	61				



中間市第5次総合計画

基本構想

序論

第1章 計画策定の概要	02
第2章 時代の流れからのまちづくりの課題	09
第3章 本市の状況	12

本論

1 将来像	13
2 将来都市構想	14
3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標	17
4 人口の将来展望	18
5 土地利用構想	20
6 施策の大綱	21

【*印は用語解説(34、35)を参照してください】

第1章 計画策定の概要

計画策定の趣旨

01

本市においては、第4次総合計画・後期基本計画の計画期間を、2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までと定めておりましたが、その理念は現在も継承しつつ、中間市第4次総合計画実施計画及び地方創生をテーマとした「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき継続的な市政運営に取り組んできました。

今回、第4次総合計画の理念を検証し、また、時代の変遷に対応するよう、「まちづくりの方針」や「政策の大綱」の再整理を行い、本市の行政経営の指針となる「中間市第5次総合計画」(以下「本計画」という。)の策定を行いました。

なお、第4次総合計画の計画期間の満了から8年が経過し、その間にSDGs^{*}、DXなどのさまざまな取組や、新型コロナウイルス感染症への対応など、さまざまな課題が生じています。

このため、以下に示す第4次総合計画の検証による成果と課題をきめ細かに反映させるとともに、新たな変化にも順応させた計画とします。

第4次総合計画における基本目標の検証結果

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

成果

住環境や商業地域、交通環境の充実など、計画的なまちづくりを推進し、農地法や景観条例などの各種法規制に基づく適切な土地利用を行い、中間市都市計画マスタープランの全体構想において将来の土地利用の方針を示して、適正な土地利用の規制・誘導を促しました。

また、都市公園や児童遊園においては、長寿命化計画に基づく施設の更新や安全で利用しやすい整備の実施、水の安定供給のために唐戸浄水場の改修工事に着手し、下水道事業については、普及率・水洗化率が上昇しました。

さらに、JR筑豊本線と県道中間宮田線との立体交差工事、県道中間水巻線(都市計画道路仮家大膳橋線)の拡幅工事や、緊急車両の通行に支障のある路線の道路改良工事を行い事態の解消を図りました。

課題

中間市都市計画マスタープランを改定し、将来の土地利用の方針を定めること、住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)において、将来の都市づくり目標との整合を図り、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進していく必要があります。

また、道路整備については、広域幹線道路網の構築、都市計画道路の早期完了を目指した道路網の充実、段差のないバリアフリー化の推進、公営住宅については、長寿命化計画に基づく改善や修繕、建替えなどの計画的な整備進行が重要です。

なお、水利用については、水道施設の改修や老朽管の更新工事に耐震管を採用するなど計画的な実行とともに、健全な経営を行っていく必要があります。

②生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

成果

健康管理システムの導入により生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備しました。母子の保健事業については、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師などの専門職が関係機関と連携を図り、妊娠期から出産・子育てまでのさまざまなニーズに対して総合的かつ切れ目のない支援を行っています。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、特に要支援児童及び要保護児童などに対する支援の強化・充実を図りました。

高齢者支援においては、地域包括支援センターが中心となり、市全域及び各小学校区に協議体を設置し、住民主体の活動の下、地域資源の充実した地域づくりを進めるとともに、介護予防事業を実施し健康寿命の延伸に取り組みました。

課題

こども家庭センターにおいて、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を一体的に実施することにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくこと、子育て支援を行う施設が同センターとの連携強化を図ることにより、地域の社会資源機能を強化、充実させていくことが求められます。

また、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に、高齢者の社会参加を促進させるとともに、庁内連携を強化し地域支援の輪を拡大していく必要があります。

③豊かな生活環境の創造

成果

防災については、消防体制の充実強化及び近代化を図り、事業所や地域と連携した各種防災訓練などを通じ、地域防災力を推進することができ、また、すべての自治会に自主防災組織を結成することができました。

環境保全事業として実施している「やっちゃんエコライフ」活動を継続して行い、二酸化炭素排出削減に向けて省エネの意識の醸成を図っています。



課題

防災については、地域住民と連携した消防訓練などを通じ防災意識の高揚を図るとともに、自助、共助による取組を一層推し進める必要があることから、校区まちづくり協議会を中心とした活動を積極的に支援し、多くの校区住民がその活動に参加していくことが重要です。

情報化については、システムの標準化・共通化、申請手続きのオンライン化、BPR^{*}を活用し、行政サービスの利便性を向上させ、さらなる効率化を図ることで住民サービスの転換を行っていくことが重要です。

また、製品プラスチックの資源化の検討や、2030(令和12)年度までに公共施設への再エネ100%電力の導入、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現に努める必要があります。

④新世紀に適応した産業の振興

成果

農業については、「新鮮市場さくら館」がオープンし、近隣及び地元農業者から新鮮な旬の野菜などが出荷され、地産地消を推進することができています。

商工業については、大型小売店舗のリニューアルオープンや新規大型店舗の進出により、市内外からの集客力は確実に高まっており、加えて中間市チャレンジショップ事業による市内における新規開業を促進する環境整備を図りました。

観光については、「遠賀川水源地ポンプ室」がユネスコ世界文化遺産に登録され、観光資源化の基盤ができました。

課題

農業については、後継者や新規就農者に係る支援、商業については、既存店舗の活性化や空き店舗への新規出店の促進、工業については、空いている市の事業用地が少ないため企業ニーズに応えることができず損失が生じており、大規模開発とまではいかないものの事業用地の確保が求められます。

観光については、中間市への観光来訪者数の増加及び滞在時間の確保策を検討する必要があります。



⑤次世代を担う教育の充実

成果

小学生の学力は全国平均を超えることが多くなり、基礎基本の知識を活用して新たな課題を解決するための思考力・判断力・表現力が育まれています。

生涯スポーツの推進に向けて、利用者が安全で快適に利用できるよう社会体育施設の整備を行ったことによる利便性の向上に加えて、総合型地域スポーツクラブを設立し、幼児から高齢者までの体力、運動能力の向上、運動不足の解消を図りました。

社会教育については、団体間、世代間の交流を促し、自主的な学習活動の支援を行うなど、市民のライフステージに応じた学習機会の提供ができました。

課題

幼児教育については、家庭や地域社会における教育力を補いつつ相互連携による充実を図り、小中学校教育については、学校施設再編による時代のニーズに対応した新しい学校施設の整備・充実を図り、児童生徒が安全安心に学び生活できる教育環境の構築が求められます。さらには、教職員の働き方改革の推進に努め、教職員の人材育成を継続実施することが重要です。

社会教育及び社会体育については、老朽化した施設の設備更新や満足度の高い講座の企画・実施、優れた文化や芸術に触れる機会の創出、子どもから高齢者まで誰もがより一層の健康管理を行えるような体制の構築が必要です。

⑥ 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

成果

人権については、あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のない中間市を実現することを目指し、教育・啓発を推進しました。

また、行財政計画としては予算編成に枠配分方式を導入するなど、財政構造の改善を図ることができ、広報・広聴については、市内外へ発信・交流できるツールとしてFacebookやLINEなどのSNSの活用を行い、広報・広聴機能の充実を図りました。

市民との協働については、「町内会」と「町内公民館」の2つの組織を「自治会」に一本化したことによる負担軽減、また、小学校校区内の自治会、婦人会、老人会、PTAなどの諸団体が集まり結成された「校区まちづくり協議会」を設立したことで、地域の課題解決が図りやすくなりました。

課題

差別と偏見を解消するため、あらゆる機会を捉えて、引き続き人権・男女共同参画に関する教育や啓発活動を実施し、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、教育・啓発などの一層の充実を図っていかねばなりません。

行財政計画としては、組織全体が疲弊しつつある現状を打破すること、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行う必要があります。

広域行政については、本市の産業特性や地理的特性、生活圏を考慮した上で地域のさらなる活性化を図っていかねばなりません。



本計画は、以下の点を基本に策定しました。

1

行政経営の指針となる計画

各部局の責任と権限において、自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指します。

2

選択と集中

限られた財源を有効的に活用するため、施策推進に当たっては選択と集中を図ります。
なお、基本事業階層で重点分野を設定し、限られた資源の有効活用を図ります。

3

第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に基づく「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した総合計画とします。

4

市民参画

市民とまちづくりに関する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努めます。

5

分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫します。

将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性などを階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、第4次総合計画と同様に、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。

1

基本構想

本市が目指す将来像、人口の将来展望、土地利用構想を定め、まちの動向を示す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

また、将来像の実現を目指すため7つの政策を設け、総合的・計画的に推進していきます。

計画期間は、大きな社会構造の転換などが発生しない限りは、本市の目指す方向性に大きな変更はなく、一定の普遍的な視野に立ったものとするため、2024(令和6)年度からの10年間とします。

なお、これまで計画ごとにその時代に合わせ微妙に変化をさせながら定めてきた将来像ですが、本来普遍的であるべきという考え方から、本計画は1977(昭和52)年に制定した市民憲章に謳^{うた}われています市民が願う都市像とします。

2

基本計画

基本構想で定めた7つの政策に対し、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や、地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、2024(令和6)年度からの10年間としますが、時代の流れに合わせて必要に応じて適宜見直すこととします。

3

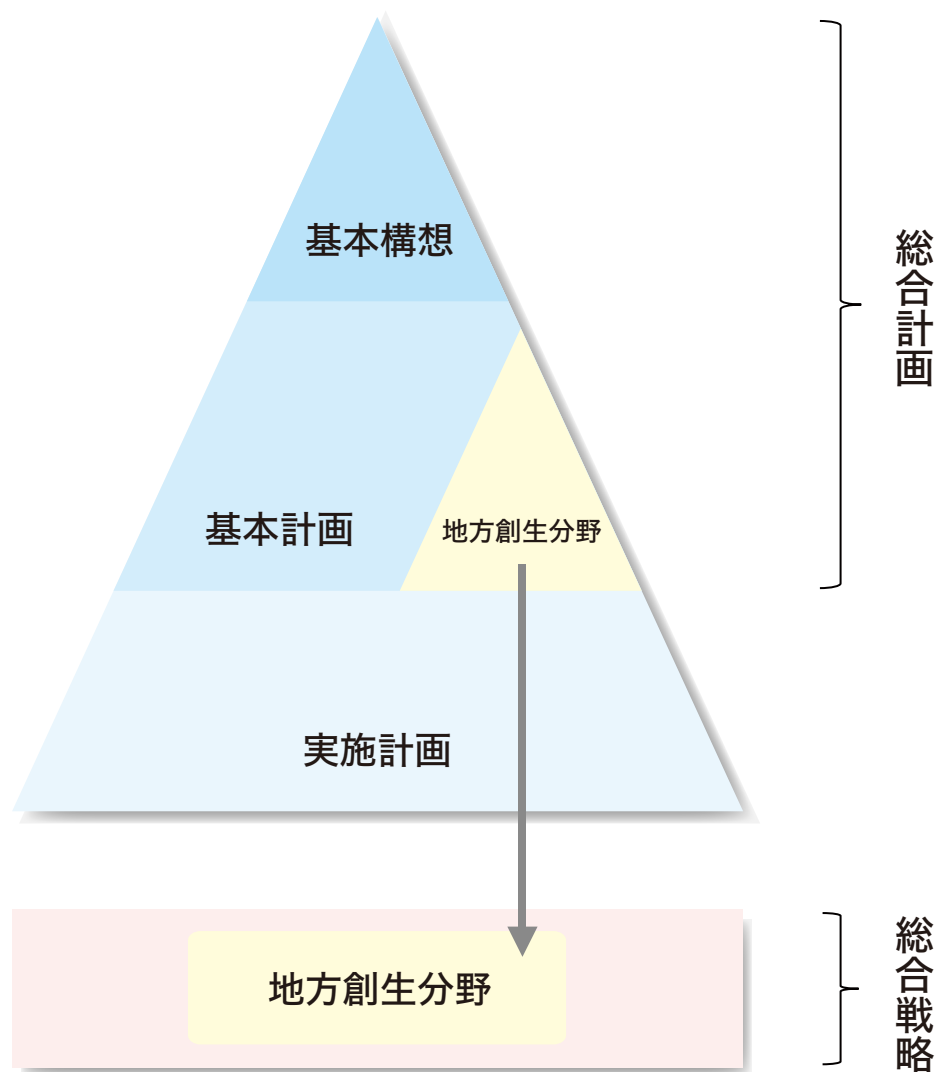
実施計画

基本計画の施策体系に示す基本事業の目標を達成するために実施する具体的な事業展開のロードマップを定めるものとします。

計画期間は、2024(令和6)年度からの3年間としますが、事業費や実施手法などについては、事務事業評価結果及び財源の状況を踏まえ、毎年度見直すものとします。

総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。他方で、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本計画を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI^{*}」の整合を図ることで、一体的に推進していきます。



第2章 時代の流れからのまちづくりの課題

人口減少と少子高齢化の進行

01

本市の人口は、1985(昭和60)年をピークとして5年ごとに概ね3から5%ずつ減少を続けています。高齢化率は38.2%(2024(令和6)年3月現在)となっており、福岡県内で比較しても非常に高く、少子高齢化が進行しています。

人口減少により、消費が減少することで、地域経済全体の縮小につながります。そして、市の歳入源である税収や普通交付税^{*}が減少する一方で、歳出は社会保障関連経費を中心に高い水準で推移していくものと予想されます。

このため、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策の実施が求められます。

財政再建に向けた行財政運営

02

本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015(平成27)年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金^{*}などの取崩しで補う状況が続きました。

その結果、2019(令和元)年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況となるほどの財政危機となりました。

このため、事業整理、地方債の借換えの実施、ふるさと納税の取組強化などさまざまな行財政改革に取り組み、また、土地の売却収入など臨時的な要因も合わせ、2020(令和2)年度は財政調整基金の取崩しを行わずに決算を迎えることができました。

しかし、今後予測されているさまざまな行政需要に伴う財源の確保や、人口減少、景気の下振れなどに起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の再構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。

社会資本整備と老朽化対策

03

高度成長期に整備された多くの公共施設(学校を含む。)や道路、橋りょう、水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあります。今後、財源が限られる状況が続く中、多額の費用負担に対処するためには、人口減少に伴う将来需要の変化を考慮した長期的な視点での公共施設の適正配置と維持管理が必要です。

将来世代に対して過度な負担を残さないためにも、早期の取組が必須と言えます。



地方創生に向けた取組

04

我が国の人口は、2008(平成20)年以降減少傾向をたどり、今後加速度的に減少傾向が進むことが予想されています。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな影響を及ぼします。このため、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するための一体的な推進を図ることなどを目指し、2014(平成26)年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本市においても、「国の総合戦略」の内容を勘案しつつ、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたり自律的で持続的な地域社会を創生するため、「中間市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための就労機会の拡大や子ども・子育て支援の充実など、移住・定住の促進に向けた施策を展開してきました。

その後、国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用した地方創生を加速化・深化することを目的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての見直しを行い、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化などの諸課題に取り組んでいく必要があります。

移住・定住の促進

05

人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策として、若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくりが挙げられます。本市では、移住・定住を支援し促進するための取組として、「空き家バンク制度」、「あかちゃん訪問事業」、「小規模保育事業(地域型保育事業)」、「18歳になる年度末までの子どもの医療費助成」、「中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業」など幅広い事業展開を行っています。

今後も魅力あるまちづくりに向け、移住・定住につながる新しい施策に取り組む必要があります。



人口減少による消費・経済力の低下は我が国の直面している課題であり、この課題解決策が society5.0でのIoT^{*}、ロボット、人工知能(AI)^{*}などの最先端技術の活用による社会構造の変革とされています。

人口減少の進行は、歳入が減少することに加え、職員が減少する一方で、住民ニーズは多様化し、増加する事業によりマンパワーの限界を迎えることが想定されることから、本市においても大きな影響を及ぼす可能性があります。

これらの課題に対する解決策の1つが自治体DXであり、「自治体フロントヤード改革の推進」、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「公金収納におけるeLTAXの活用」、「自治体のAI・RPA^{*}の利用推進」、「テレワークの推進」などを実施することによる住民サービスの向上、行政事務のさらなる効率化・省力化を目指す必要があります。自治体DXを推進することで、住民にとっては「何か手続きをしようとするときに市役所を訪れる必要がなくなる」、「災害時の被害状況をいち早く知ることができる」など、さまざまな利点につながります。

少子高齢化の進行や施設・インフラの老朽化、社会保障関連経費の増加など、社会経済情勢や住民ニーズの多様化により、既存の取組だけでは自治体の運営が困難な状況となっています。

本市においても、人口減少を見据えた行政運営を行う必要があり、行政資源などが限られる中、公共サービスへの市民ニーズに対応するためには、既存の取組にとらわれず、民間企業が持つ多様なノウハウや技術を地域課題の解決につなげるという官民連携の視点が重要となります。

また、民間企業などでは、近年、社会的責任意識の高まりや独自のノウハウを活用した官民連携ビジネスへの期待も増大しています。この官民連携ビジネスでは、行政運営と民間事業者のビジネスをつなぐキーワードが「持続可能な開発目標(SDGs) 実施指針」であり、SDGsのさまざまな問題提起やパートナーシップの理念に基づく施策を持続的に実施していくことが必要です。

第3章 本市の状況

地理的位置

01

本市は、福岡県の北部に位置し、東及び南側は北九州市八幡西区に、西及び南側は遠賀郡遠賀町と鞍手郡鞍手町に、北側は遠賀郡水巻町と接しています。

また、本市はJR筑豊本線中間駅及び筑前垣生駅の2駅、筑豊電気鉄道希望が丘高校前駅、筑豊中間駅、東中間駅、通谷駅の4駅を有しており、さらに西鉄バスや北九州市営バス[※]、コミュニティバスが市内を運行しています。

隣接市町には国道3号線や九州自動車道が走っており、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあります。

※北九州市営バスについては、令和7年4月以降の市内での運行予定はありません。



地勢

02

市域は、面積15.96km² 東西6.98km 南北4.45kmとなっており、市の中央部を南北に貫流する遠賀川によって東西に二分されています。東部地区は、主に北九州市との市境沿いに丘陵地帯が連なり、住宅地を形成しています。西部地区は、農耕地で占められた広い沖積平野となっており、また、2つの工業団地が立地しています。

沿革

03

本市は、1958(昭和33)年11月1日に中間市として市制施行しました。

炭鉱のまちとして繁栄しましたが、エネルギー革命による炭鉱閉山に伴う人口の流出や経済の低迷により1962(昭和37)年12月に財政再建準用団体の指定を受けました。そこで再生を目指して北九州市に隣接する地理的条件を活かし住宅都市へ方向転換することとしました。

筑豊電気鉄道沿線に住宅団地開発を進め、西部地区に工業団地を造成し、1978(昭和53)年からは多くの公共施設を新築(改築)したことにより、人口は5万人を超えるまでに至りました。

その後、少子高齢化の進行やその他の要因も重なり、人口減少に伴って地方交付税が削減されるなど、再び財政難の兆しが見え始めました。この時、多くの自治体では市町村合併への道を模索し、本市においても北九州市との合併協議を行いました。単独市としての道を歩むことになりました。

大規模な宅地開発などの施策により一時5万人を超えていた人口も、少子高齢化などの影響により、1990年代後半からは減少幅が大きくなり、2024(令和6)年3月末現在で39,320人となっています。



1 将来像

豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

本市は、遠賀川を中心に温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、2015(平成27)年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」をはじめ、貴重な地域資源である水とともに歴史を歩んできました。

そして、これからも多くの人々がその恩恵を受けながら心穏やかに暮らし続けていくことができる、そのようなまちづくりを目指していきます。

1977(昭和52)年に制定された市民憲章は、市民がみんなで約束ごとをつくり、みんなでこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものです。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育んでいくための手がかりを見つけてくれるものとされています。

この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、中間市は「夢」がかなうまち、「夢」をつかめるまちであるべきだと考えています。

中間市民が願う市民憲章を基本に、豊かな自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、限られた行政資源を有効活用しつつ経済や社会の変化に対応し、将来にわたって持続可能となる「夢がかなうまち なかま」を目指したまちづくりを進めます。

中間市民憲章

わたしたち中間市民は、相互の信頼と協力をもとにして、
調和のとれたまちづくりをめざします。

わたしたち中間市民は、限りない明日への躍進を願い、
ここに「憲章」を定め、わたしたちの心がけとします。

- 一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります
- 一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります
- 一、人をだいにし心ゆたかなまちをつくります
- 一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります
- 一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります

(昭和52年5月3日 制定)



2 将来都市構想

本計画では、本市が描く将来像である「夢がかなうまち なかま」をみんなでつくっていくことを目指しています。この将来像を実現するためには、本市の魅力向上を図ることにより、若い世代の流入と住民の定着を促すことに加え、地域資源の増加へとつなげていく好循環を生み出すことが重要です。

「なかま」の魅力向上

01

この好循環を生み出すためには、次世代を担う子どもたちや若い世代を支えていくため、保育所の待機児童を常に解消するとともに、地域住民同士での子育て支援を活性化させていくことが大切です。学校やこども家庭センターなどのさまざまな公共施設を「子育ての場」として提供し、学校や子育てサークルなどのさまざまな市民活動団体、地域が連携することで、親子と高齢者など世代間の交流が進み、子どもたちが健やかに成長でき、子どもたちの笑顔があふれる子育てしやすい教育環境が整ったまちとなります。

さらには、地域住民の暮らしやすさや働きやすさを一層向上させ、今後10年の間に、より子育てがしやすく、利便性に富んだコンパクトなまちづくりを進めていくことで、「なかま」の魅力が向上していきます。「なかま」の魅力向上が実現すると、若い世代の流入と住民の定着が進んでいきます。

これにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、本市の強みをより引き出す取組の推進、快適で利便性の高い交通環境や安全安心な暮らしができる地域づくりなど、これまで^{つちか}培われた本市の強みや特徴を磨き上げることで、さらなる「なかま」の魅力向上につながっていきます。



本市は、面積が約16km²とコンパクトなまちであり、このコンパクトさを活かしたまちづくりを進め、市内には生活に必要な公共施設や商工業エリアの充実が図られています。また、地理的な優位性もあり、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあるため、市内外への通勤・通学・買い物などの利便性に富み、働く世代や学ぶ世代が暮らしやすいまちとして、若い世代を中心に人々の流入につながる要素が十分にあります。

さらに将来的には、学校施設の再編や公共施設の統廃合に伴う跡地活用を進め、その手段として民間活力を取り入れることも視野に入れて、市外からより多くの買い物客や観光客を呼び込めるような施策の展開を図ります。これにより、観光・商業が活性化することで、若い世代のみにとどまらず、さまざまな人々の交流が生まれ、活力あるにぎやかなまちへと発展していくことが期待できます。

そして、コンパクトシティ^{*}の形成を目指し、都市環境の一層の向上を図ることで、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての市民の移動しやすさを向上させます。また、自動車による道路混雑を緩和することにより、二酸化炭素の削減効果も生まれます。人と環境にやさしい地域をつくっていくことで、住民の安心な暮らしを支えていきます。こうしたまちづくりを進めることにより、若い世代をはじめとして人々の流入が促され、まちに定着していくことで、「ひと」という貴重な「なかま」の地域資源の増加につながっていきます。

このように、これまで培^{つちか}ってきた地域資源を活用するとともに、新たに生まれてくる地域資源とを組み合わせることにより、さらに次世代へとつながる地域資源を創出していく好循環が生み出され、人々の暮らしや地域経済、そして環境などのバランスのとれた発展が進みます。

地域力を高める

03

まちの発展とともに人々の暮らしもより豊かなものとなり、目指すべき「夢がかなうまち」へと向かっていくことになります。

「なかまの魅力向上」から「若い世代の流入と住民の定着」、そして「地域資源の増加」へとという好循環を生み出し、「夢がかなうまち」を実現するためには、自助・共助・公助の考え方を基本として、市民、市民活動団体、事業者などすべての主体がまちづくりの担い手として参加・参画する「協働によるまちづくり」を進めていくことが重要です。さらに、地域力を高め全市的に波及させていくことにより、今後乗り越えなければならない重点課題の克服につながります。

地域のつながりをつくり、その力を一層向上させていくことが求められています。



将来にわたって持続可能なまちを目指すには、未来を見据えた上で今後10年のあり方を考え、まちづくりに取り組む必要があります。持続可能なまちとなるためには、未来を担う子どもを大切に育てること、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人たちがいつまでも健康でいきいきと活躍でき、そして安心して暮らすことができる環境を整えることが肝要で、そのためには地域のつながりをつくることなどが重要です。

また行政は、厳しい財政状況の中、今後予測されている行政需要を見据え、不断の行財政改革を実行し、収支バランスの取れた行財政基盤の構築を着実に進めていくことが大切です。そして、その一方で未来の「なかま」の姿について市民や市民活動団体、事業者などと思いを共有し、そのために必要な施策を迅速かつ柔軟に展開します。

そして、本計画を推進することにより実現していく10年後の「なかま」と、その先にある夢と希望にあふれた未来の「なかま」の実現を目指して、持続可能な地域をみんなでつくっていくことが求められています。

そのためには、経済環境や社会情勢の変化、都市間競争が激しさを増す中、まちの個性を確立し、人々が「なかま」を選ぶ行動に至るまでの戦略的な取組を進めていきます。この取組により新たなまちの個性や魅力、そして強みを創り出し、「なかま」というブランドイメージを向上させることで、対外的な評価を高めていきます。

みんなで夢と希望にあふれた未来の「なかま」を紡いでいくことは、これまで築いてきたまちの豊かさをより高め、次の世代へとそれを引き継いでいくための大切な営みです。「なかま」には、夢と希望を実現するための環境や地域資源、人々や組織の活力があふれています。

本計画は、「夢がかなうまち なかま」へと向かうための道筋となります。



3 将来像の達成状況を示すまちづくり指標

まちの動向を表す以下の指標をもって将来像の達成状況を測ることとし、基本計画の推進により、それぞれの指標の向上を目指します。

本市の人口	39,320 人	出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在
生産年齢人口 [*]	20,124 人	出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在
合計特殊出生率 [*]	1.46	出典：厚生労働省「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」
人口増減数 [*]	337人減	出典：市「住民基本台帳」2023(令和5)年度
本市を好きと感じている市民割合	76.0%	出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年
本市に住み続けたいと思っている市民割合	46.7%	出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年
昼夜間人口比率 [*]	87.7%	出典：国勢調査2020(令和2)年
納税者1人当たり所得	268.3万円	出典：総務省「2021(令和3)年度市町村税課税状況等の調」
市内総生産額 [*]	796.77億円	出典：福岡県「市町村民経済計算」2020(令和2)年度
地域経済循環率 [*]	57.2%	出典：地域経済分析システム(RESAS)2018(平成30)年
財政力指数 [*]	0.455	出典：市資料「決算カード」2023(令和5)年度

4 人口の将来展望

現状と将来推計

01

本市の総人口は、1960(昭和35)年の42,418人から1964(昭和39)年の最後の炭鉱閉山に伴い、1970(昭和45)年には、33,734人まで減少しましたが、その後、北九州市に隣接しているという地理的特性を活かし住宅都市として増加に転じ、1985(昭和60)年には50,294人にまで至りました。

しかし、近年では、1995(平成7)年以降は減少傾向で推移し、2020(令和2)年に実施された国勢調査の結果では40,362人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の2023(令和5)年度の将来推計によると、今後人口は減少し続け2050(令和32)年には、26,055人になるものと推計されています。人口減少率は2020(令和2)年の40,362人と比較して35.4%の減少となる見込みです。

将来展望

02

人口の現状や将来推計を踏まえ、「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、目指すべき人口規模を下記のとおり「2060(令和42)年に23,026人を上回ることを」展望しています。将来展望の実現には、総合戦略の施策を着実に実施し、施策の効果を出すことが必要であり、そのためには、行政をはじめ、市民、地域、各種団体、企業など市全体で市の課題を共有し、地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。



第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望

2060(令和42)年に23,026人を上回ることを展望する。

人口の将来展望における目標値

合計特殊出生率

合計特殊出生率を段階的に上昇させ、1.8[※]以上とする。

※ 福岡県「子育て等に関する県民意識調査」2014(平成26)年3月での県民の希望する子ども数に基づく出生率

人口移動の上昇

各種施策により転出超過の状況を改善し、段階的に転出数と転入数を同数とし、その後、転入超過へと改善を図る。



基本的な視点

03

人口減少対策は、次の4つの基本的な視点から取り組みます。

- 1 安定した雇用の創出と働きやすい環境づくり
- 2 若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくり
- 3 中間市の地域資源を活かした新しい人の流れの創出
- 4 地域間の連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った地域づくり

本計画における人口目標

04

2033(令和15)年の定住人口目標 36,000人

第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる人口の将来展望を本計画においても踏襲しつつ、人口減少率を抑えるために、市の魅力を向上させる施策などを着実に実施します。

2020(令和2)年の国勢調査による本市の人口40,362人を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する30年後の2050(令和32)年の人口26,055人を踏まえ、本計画期間である10年後の2033(令和15)年の推計定住人口は34,551人となりますが、子育て支援策や教育環境の整備充実などの施策を展開し人口減少率を抑えることで36,000人を目指します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画期間の満了により改定していくこととなりますが、本計画との整合性を図った計画とします。

5 土地利用構想

学校施設の再編や公共施設の統廃合により生じる余剰地などの利活用を進め、活力あるまちづくりを目指します。

また、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す中間市都市計画マスタープランを、時代とともに求められる都市を取り巻く状況の変化に即応した計画にするとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用に取り組みます。

都市的^{*}土地利用を行う地域

01

市街化区域^{*}は都市的な土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を推進します。

市街化調整区域^{*}であっても九州自動車道、北九州都市高速道路、国道3号、国道200号などへのアクセスが非常に良いという本市の置かれている地理的な特性などを活かす視点に立ち、周辺の自治体との連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については、社会や地域の状況に対応して、農業との調整を図りながら、都市計画制度を活用し、地域の活性化につながる土地利用を図ります。

自然的土地利用を行う地域

02

都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場として、営農環境の維持改善を基本としつつ、多角的視点からの土地利用の検討を行います。



6 施策の大綱

政策の設定

「将来像」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

本計画では、7つの行政分野に政策を設け、それぞれが以下のように相互連携を図り、「将来像」の実現に向けて、総合的・計画的に展開をしていきます。

